

第4章 開発協力事業

第1 事業の概況

開発協力事業は国際協力事業団が昭和49年8月に発足した際に、それまでの海外技術協力事業団あるいは海外移住事業団の業務になかった新規の業務として新たな使命を担って始められた事業であり、本年度はその第三年目に当るものである。この新規業務は従来のわが国の経済協力体制では、必ずしも十分に行い得なかった政府ベース協力と民間ベース協力との連携および資金協力と技術協力との結びつきの強化を事業団において一体的に実施し、それによって質量両面の改善をはかること、また対象分野の多様化のため従来の開発途上地域の工業化、貿易促進、資源開発などを中心とした経済開発計画への経済協力に加えて、開発途上地域の農業開発あるいは福祉向上に役立てるためのインフラストラクチャー、教育、医療などの社会的基礎部門への開発協力を一層強化することを目指したものである。

しかし、こうした考えは従来の協力体制を抜本的に再編成するというものではなく、それらを補完強化しようとするものであり、具体的には、わが国が開発途上地域等において社会の開発ならびに農林業および鉱工業の開発にかかる事業がリスク、収益性、技術的問題等の理由から日本輸出入銀行や海外経済協力基金からでは資金供給が期待し難いという事業に対し、技術の提供と有機的連関をはかりながら低利・長期の貸付条件で円滑な資金供給を受けられるようしようとするものである。

以上の考えに沿って、事業団は従来財団法人海外貿易開発協会が行っていた業務の一部をも新規資金供給業務の一部として引き継ぎ、具体的には以下のようないくつかの業務を開発協力事業として発足させた。

業務の第一は開発途上地域における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等にかかる施設の整備事業または開発途上地域等における農林業もしくは鉱工業にかかる開発の事業（これらを「開発事業」という）に付随して必要となる関連施設であって、周辺の地域の開発に資するものの整備に必要な資金の貸付け、または資金の借入れにかかる債務の保証を行うことである。これはいわゆる周辺インフラストラクチャーといわれるもの、例えば、具体的には開発事業に付随して必要な道路、港湾等の輸送施設、上下水道、灌漑施設、

あるいは開発事業に従事する者ないしはその周辺地域の住民のための学校、病院、集会所、教会等への資金供給である。これらの施設は開発事業自体の実施にとって必要であると同時に、周辺地域の経済社会の発展や住民の福祉向上にも役立つものであることが重要な要素となっている。また、こうした関連施設整備への資金の供給のためには、本体となる開発事業に対しては日本輸出入銀行、海外経済協力基金等からの資金の供給があり、他方の関連施設の整備事業自体には日本輸出入銀行および海外経済協力基金からの貸付等が困難と認められなければならないこととなっている。

第二の業務は開発事業のうち試験的事業といわれるものへの資金の供給である。この場合にも、当該試験的事業に日本輸出入銀行および海外経済協力基金からの貸付け等が困難と認められなければならないこととなっている。

以上の資金の供給はきわめて緩和された低利・長期の条件で行なわれる。すなわち、資金の貸付けについては、第一の関連施設の整備事業の場合は利率は年率2%以上で、とくに必要と認められる場合にはこれを下回ることができ、第二の試験的事業の場合は2.5%以上であり、これもとくに必要と認められる場合にはこれを下回ることができる。また償還期限はともに20年以内であるが、とくに必要と認められる場合には30年以内までとすることができる。

業務の第三はわが国政府と開発途上国政府との間で行う条約その他の国際約束にもとづいて、事業団自らがその国の政府または地方公共団体その他の公共的団体からの委託を受けて施設等の整備事業を行うことである。この施設等の整備事業とは、具体的には農用地の造成または改良、農業用排水施設の整備、農林業用道路の整備等の農林業生産の基盤整備、森林造成、鉱工業用地の造成、工業用水道の整備等の鉱工業生産の基盤整備、産業公害防止施設の整備および文化、交通、通信、衛生、生活環境等の公用施設の整備である。なお、この事業は、開発途上地域およびわが国に事業団以外の適当な事業主体がない場合に限られる。

第四の業務は第一から第三の投融資および受託事業に必要な調査と技術指導を行うことである。

第五は補助的業務として開発事業に従事する本邦法人からの要請にもとづいて、その事業に必要な技術指導を行うことである。第四および第五の調査および技術指導は調査については開発の規模が大きく、政策的にも重要な案件の基礎的調査と投融資審査等調査があり、技術指導については開発事業等に従事する現地側の技術者等の本邦への受入研修と、技術指導のための専門家の派遣がある。

昭和51年度における開発協力事業はまず投融資事業については融資契約額3,569百万円(27件)で、これを分野別にみると、農林業関係1,571百万円(20件)、鉱工業関係1,794百万円(6件)、社会開発関係が204百万円(1件)であった。

また開発基礎調査については、農林業関係12件、鉱工業関係2件、社会開発関係1件であ

昭和51年度投融資承諾および契約実績

単位：百万円

分野	事業	承諾		契約	
		件数	金額	件数	金額
農業	関連施設整備	4	728	6	623
	試験的事業	6	1,549	7	399
	計	10	2,277	13	1,022
林業	関連施設整備	1	215	3	426
	試験的事業	—	—	4	123
	計	1	215	7	549
鉱工業	関連施設整備	2	1,928	6	1,794
	試験的事業	—	—	—	—
	計	2	1,928	6	1,794
社会開発	関連施設整備	—	—	1	204
	試験的事業	—	—	—	—
	計	—	—	1	204
合計	関連施設整備	7	2,871	16	3,047
	試験的事業	6	1,549	11	522
	計	13	4,420	27	3,569

開発投融資承諾案件一覧

I. 農林業関係

(関連施設整備事業)

事業名	事業地	種別内容等
林業開発	インドネシア・中カリマンタン・カティーガン	道路、診療所、学校グラウンド
農業開発	パラグアイ・イタブア	道路、港湾施設
"	"・アルト・パラナ県イグアス	道路改修
"	ブラジル・マット・グロッソ州	道路・滑走施設・学校
"	タイ・プランブリ地区	道路、飲料水施設・医療所・普及訓練所
計(5件)		

(試験的事業)

農業開発試験	インドネシア・南スラウェシ " "	タバコ試験 紅茶 "
"	フィリピン・パラワン島	牧草 "
"	ブラジル・パラナ州	麻 "
"	パラグアイ・イタブア	ヒマワリ・落花生試験
"	ベトナム・ハバク省	とうもろこし "
計(6件)		

2 鉱工業関係
(関連施設整備事業)

事 業 名	事 業 地	種 別 内 容 等
アルミ製鍊 銅鉱山開発	インドネシア・北スマトラ ザイール・シャバ州	道路・港湾・街造り 道路
計 (2件)		

3 社会開発関係 (承諾合計 4,420百万円)

事 業 名	事 業 地	種 別 内 容 等
新港土地造成	マレーシア・サバ州	道路・橋梁

り、また関連事業に対する技術指導としては、農林業関係でタイ、インドネシアおよびパプア・ニューギニアから計18名の研修員を受入れた。また技術指導のための専門家派遣としては農林業および社会開発関係でインドネシアおよびマレーシアに計5名を派遣した。

第2 社会開発協力事業

昭和51年度における社会開発協力事業は投融資として関連施設整備事業1件、204百万円の限度貸付契約の締結、開発基礎調査として1件4名、投融資審査等調査として1件2名、開発技術指導として1件1名、合計3件で7名の開発協力調査、専門家派遣を実施した。

I 投融資事業

昭和51年度投融資事業実績については219頁および220頁の表参照

2 開発基礎調査

スエズ運河拡張事業関連インフラ調査

a 調査の目的

スエズ運河拡張事業に付随して必要となる関連インフラについて事業団の融資対象として適當な施設を選定し、その技術的妥当性および経済協力効果を確認する。

b 調査の概要

昭和51年12月4日から同月18日まで4名からなる調査団が現地調査を実施したが、その結

論は次のとおりである。

- ① 融資対象インフラ施設として、けい船施設、給油水タンカー、バス、救急車、診療施設、レクリエーション施設等金額にして合計 837百万円の施設を選定した。
- ② 上記インフラ施設の本体事業との関連性、経済的効果、管理方法について提言した。

3 投融資審査等調査

(1) マレーシア・コタキナバル新港土地造成事業

a 調査の目的

コタキナバル新港土地造成事業の関連インフラ融資の審査のために実施した。

b 調査の概要

昭和52年3月22日から同月30日まで、2名からなる調査団を派遣した。その結果は次のとおりである。

- ① 本件投融資を経済的効果、地域への貢献度から判断して妥当なものと認める。
- ② サバ州政府当局としては、本件投融資を高く評価し援助に対して感謝する。

4 開発技術指導

(1) マラッカ海峡技術指導

a 派遣の目的

年々増加するマラッカ、シンガポール海峡を通過する船舶の安全かつ能率的運航を確保するためブラウムンギレ灯標の改良建設の技術指導を目的とする。

b 派遣の概要

昭和51年11月22日から12月22日までの31日間にわたり開発協力専門家1名を派遣したが、その結論は次のとおりである。

- ① 灯標建設工事は順調に進歩している。
- ② 施行計画についての技術、鉄筋コンクリート工事における基本的技術および灯器の据付けに伴う電気技術について今後指導の必要がある。

第3 農林業開発協力事業

I 開発基礎調査

(1) インドネシア・スマトラ農業開発協力基礎一次調査

a 調査の目的

インドネシア・スマトラ島は、オイルパーム栽培に適した自然条件に恵まれ、大規模プランテーションが行われている。しかし同島北西部には、ミュラボ地域をはじめ広大な未利用休地を有しており、オイルパーム栽培等による開発を強く望んでいる。本調査はインドネシア政府関係者との意見交換および計画地域での現地調査を行って、わが国民間企業の開発事業への参加の可能性を探り、開発協力への検討に資することを目的とする。

b 調査の概要

6名からなる調査団が昭和51年10月14日から51年11月3日まで基礎一次調査を実施した。

c 調査の結果

パーム油はきわめて高い土地生産性を有し、油脂資源としての重要性がますます高まっている。オイルパーム栽培の立地条件は雨量、日照時間等の気象条件に大きく左右される。オイルパーム開発候補地としては自然条件に恵まれ広大な未開発地を有するスマトラ北・西部、カリマンタン等が考えられ、インドネシア政府としても栽培分野における外資導入を歓迎するなどオイルパーム開発に強い関心をもっている。しかし、これらの地域はインフラの未整備が目立ち、民間企業による開発を進めるに当っては政府の側面的援助が不可欠である。

(2) ソロモン群島森林造成開発基礎一次調査

a 調査の目的

英領ソロモン群島の大部分は森林地域であり、木材資源は同島の最も重要な天然資源となっているが、焼畑耕作や天災等により収穫可能な森林は年々減少の一途をたどっている。一方これらの森林から年間約20万m³木材生産が行われており、その大部分が日本向けに輸出されている。このような現状にかんがみ、同島政府は貴重な外貨獲得のための有用資源である木材の供給を保続させるため、森林造成を主とした林業開発について非公式にわが国の資金的、技術的協力を要請してきた。

b 調査の概要

このような経緯をふまえ、本調査は森林造成事業の可能性を検討するため、ソロモン政府の森林開発、森林造成等に関する制度面、技術面、経済面の現状と問題点、および各島の森林造成対象地の概況の把握と必要な資料の集収を行うことを目的として、昭和51年10月4日から51年10月24日まで4名からなる調査団により実施された。

c 調査の結果

今回の現地調査の結果から、ソロモン群島における森林造成協力事業実施について、着手の順序としてはガダルカナル島を第一に考えることが得策であり、同島の北側海拔50～600mの間に分布する約20万haの緩斜面において、技術的には造林適地を確保できる可能性が大きいとの見解に達した。しかしながらこのためには、同島の大部分を占める慣習地の所有者（部族）の森林造成に対する理解が大前提であり、同島政府がそのための話し合いを積極的に進めることが肝要である。また一方民間協力による事業の実行は経済環境の変化に大きく左右されることはいうまでもなく、現在のわが国の経済環境は必ずしも好ましいとは言い難い状況であり、民間協力の円滑な導入をはかっていくために関係者の深い理解と協力を必要とする。

(3) ベトナム・とうもろこし生産開発基礎一次調査

a 調査の目的

本調査は日本とベトナム国交樹立後はじめての政府ベース農業開発調査であって、ベトナム政府およびVINAGRO-COOPの関係者から民間からの協力の受入れについて意見を聴取するとともに、わが国の農業開発協力、技術協力等について説明と意見交換を行うことを目的とした。

b 調査の概要

本調査は51年7月30日から8月23日まで8名からなる調査団により実施された。

調査は北ベトナム・ルクガン地域すでに予定されているわが国の全国農協連のとうもろこし生産開発プロジェクト(国際協力事業団の融資申請を予定)に対する支援を主としたアプレザル調査を行うとともに、ベトナム政府が要請する広大な地域においてとうもろこし生産開発の可能性を現地調査し、開発協力の基本的問題を探り、対ベトナム農業開発事業計画を策定した。

本調査は、50年度からの繰越案件である。

c 調査の結果

① 北ベトナム・ルクガン地区

技術的には二期作導入をはかり、国庫による助成も考慮した1,000ha程度の試験的事業を早期に達成し、つづいてこの周辺5万haにおいて経済性を追求する大規模な生産地を設立するための技術的大系を確立することが必要である。

② 南ベトナム・ソンベ地区

土壤、気象、関連インフラ等北ベトナムと比較してより良好であり、対象面積は5万ha程度である。国際協力事業団の融資協力問題は別として、少なくとも、事業の調査、計画、着手の初期的段階の実施は政府ベースで行うほうが最も能率的、かつ適切である。

(4) ブラジル・ベレン林業開発基礎二次調査

a 調査の目的

アマゾン河流域の森林は主として熱帯降雨林で豊富な森林資源に恵まれているが、搬出手段の未発達等のため比較的未開発のまま残されている。ブラジル政府は関連施設の重点的整備、開発投資に対する優遇措置等を講ずるなどアマゾン河流域の総合開発を積極的に推進している。調査対象地域はブラジル北部パラ州に属し、アマゾン河口ベレン周辺であり、ブラジル政府は現在伐採、加工の行われているこのベレン周辺地域におけるわが国の民間企業を通じた林業開発事業に対し強い関心を示している。

b 調査の概要

基礎一次調査の結果をふまえ、ベレン周辺地域におけるわが国の民間企業を通じた林業開発の基本構想を策定するために、昭和51年10月6日から11月5日まで6名からなる調査団は現地調査を実施し、必要な情報を収集した。

c 調査の結果

アマゾン地域は世界でも最も未開発かつ広大な地域であり、産業立地としては余りにも解決すべき多くの問題点をかかえている。一方ではこの地域の森林は世界最大のしかも将来地球上に残されるべききわめて貴重な森林資源である。このような認識のもとで、欧米先進国が政府ベースおよび民間企業を通じる林業開発を積極的に行おうとしているアマゾン地域のなかでわが国の民間企業の開発協力を促進するためには、ほかの地域とは異なる抜本的な奨励優遇策を講ずる必要があるほか、民間企業導入促進のために、わが国の政府ベースでの実証試験プロジェクトの制度等も検討する必要がある。

(5) インドネシア中部スラウェシ林業開発事業開発基礎二次調査

a 調査の目的

本調査の対象地域はインドネシア国中部スラウェシ州のトギアン諸島のスラウェシ島全体の中でとくに開発の遅れた地域であるが、今後の開発が期待されている。また、林業の面からは、対象樹種が未利用樹種であることから、その開発が期待されている。

昭和50年インドネシア国会議員であるゴーベル氏が来日し、国際協力事業団総裁に当該地域の林業を通じた地域開発についてわが国の協力を要請した。

b 調査の概要

本調査は基礎一次調査の結果にもとづき、トギアン諸島における林業を中心とした地域開発

の基本構想を策定し、伐採事業についてのフィージビリティースタディを行うことを目的として、昭和51年10月8日から11月4日まで8名からなる調査団により実施された。

c 調査の結果

トギアン諸島の林業開発は対象樹種が未利用樹種であり、本事業の成功は引き続き他の地域の未利用樹種利用開発につながるものと考えられることから、慎重な計画のもとに事業が進められなければならない。また、この林業開発は当該地域のインフラの未整備、未利用樹種の利用促進のための技術開発、伐採跡地の更新技術の確立など多くの困難が予想されるだけに、本事業を成功させるための国際協力事業団側の協力のあり方も慎重に検討されなければならない。

(6) ブラジル・農業開発協力事業開発計画調査

a 調査の目的

昭和51年2月に実施された開発計画調査の際合意をみた基本的枠組みに即し、日伯農業開発協力事業実施のための具体的実施計画を作成し、事業の技術的、経済的観点からフィージビリティースタディを行うことを目的として実施された。

b 調査の概要

調査団は14名で構成され、昭和51年7月11日から8月13日まで現地調査を実施し、日伯農業開発協力事業計画、とくにその中核的実施主体となる日伯農業開発会社（仮称）の機能および経営管理のあり方を検討するとともに、その事業計画の効果を測定するために必要な経済的、技術的分析および検討が行われた。

c 調査の結果

日伯農業開発協力事業は当面試験的事業として開始されたが、長期的にはこの事業によって新しい技術体系の創出と、経営安定の基礎の確立が可能な事業と考えられている。

またこの事業の重要性とブラジル側の期待と熱意にかんがみ、速やかにこの事業の実施について関係者の間の合意がはかられ、投資会社および日伯農業開発会社の設立準備が進められる必要性が確認された。

なお、昭和51年9月17日、日伯両国間で本事業の具体的な枠組みに関する討議議事録が作成された。

(7) タイ・とうもろこし開発協力事業開発計画調査

a 調査の目的

過去20年間におけるタイ国のとうもろこし生産の急増は著しいものがあった。しかし今後さ

らに生産量を向上させ得るか否か、向上させ得るとすればどのような方策を必要とし、日本側としてどのような対策が望まれるか、技術的、経済的、社会的な要因の問題点の把握とその対策を総合的に検討し、今後のタイとうもろこし開発事業に対する方策策定に資するため、現在実施進行中の日・タイ農協間協力事業を中心に調査が行われた。

b 調査の概要

本年度の調査は昨年度実施された基礎調査、当事業団投融資事業の実施状況等から、A C F T (Agricultural Co-operatives Federation of Thailand), B A A C (Bank of Agriculture and Agricultural Co-operatives), 投融資関連現地農協等の調査、協議を行った。調査の実施期間は昭和51年9月17日から10月2日まで16日間、団員構成は大戸元長JICA特別嘱託ほか6名であった。

c 調査の結果

技術的要因からみると、土壤肥料、灌漑、病虫害、優良種子生産、栽培体系確立等の各分野毎の現地適応試験とその総合的検討が積重ねられてゆけば技術的問題は解決し得るとみられる。これらの技術を農民自身のものとして普及徹底させることが大切であるが、これには経済的・社会的要因としての営農資金の円滑な供給が必要であり、そのためにはB A A Cの融資制度運用の改善充実、農協組織の充実が必要である。タイのとうもろこし開発の民間生産事業は農協間協力以外では実施困難とみられるが、現在実施中の資金協力の成果功罪が明確化されたうえで、開発技術協力の効果ともあわせて、これらの成果のうえに立って事業の充実拡大がなされるべきであろう。

(8) フィリピン・パンタバンガン地域森林造成事業開発計画調査

a 調査の目的

フィリピンにおいては、森林資源の保護および国土の保全の観点から、草原状無立木地における森林造成が政府の重点施策としてとりあげられており、この分野におけるわが国の技術的・資金的協力に対する要請が昭和48年以来数次にわたって行われた。

昭和50年4月から5月に行われた開発基礎調査のあとを受け、パンタバンガン地域の森林造成のうち、政府間の技術協力の対象となる8,100haを除く残余の草原等約42,000haを対象とする開発計画の策定を目的として前林業試験場長竹原秀雄氏を団長とする調査団が派遣されたものである。

b 調査の概要

本調査は、52年2月8日から52年3月5日まで、8名からなる調査団により実施された。

調査は上記約42,000haの草原等について、造林、林道、林地保全施設、各種機械、関連施設等に関する所要事項について現地調査を行うとともに、フィリピン政府との協議を行ったものである。

本調査は、50年度からの繰越案件である。

c 調査の結果

- ① 対象地域の立地級を4つに区分し、それぞれについて造林可能樹種を選定するとともに、収穫予想を行い、造林事業を行った場合の事業収入の検討を行った。
- ② 一方、事業を遂行する際の事業支出について、造林コストのほかに、林道計画、各種施設計画、保全施設計画等について検討を行った。
- ③ その結果、有用樹種の導入が困難な立地条件の箇所が多く、治山事業を組合わせないと造林事業の行いえない地域も少なくないこともあり、さらに造林投資に当って解決すべき土地利用権と立木所有権の問題がからみ、当面は民間協力による森林造成事業は困難な面が多いとの結論に達した。

(9) パプア・ニューギニア森林造成開発協力事業開発計画調査

a 調査の目的

林業・林産業はパプア・ニューギニアの重要産業のひとつであり、森林資源の保続培養をはかるため、同国政府は伐採跡地の人工による森林造成の推進に重点を置いている。

昭和48年8月以来同国政府からの数次にわたる要請を受けて、50年7月から8月に開発基礎調査が行われた。

今回の調査は、ポートモレスビーにおいて同国政府との意見交換、マダンほかにおいて現地調査を行ったものである。

b 調査の概要

本調査は9名からなる調査団により51年4月19日から51年5月22日まで実施された。その内容は次のとおりである。

前回の調査の報告内容をパプア・ニューギニア政府関係者および現地関係者に報告し、あわせて提起された諸問題について意見交換を行うとともに、事業予定地について造林樹種の選定、土壤調査、林道開設計画作成など技術的な調査を行い、事業規模と事業内容、実行体制および資金需要等具体的な計画の策定を行った。

本調査は、50年度からの繰越案件である。

c 調査の結果

- ① 森林造成事業の推進のためには、国の協力体制を具現するような新造林会社を地元住民、パプア・ニューギニア政府および日本側法人の3者の参加により設立する。
- ② マダン地域における森林造成事業を成功させるには多くの解決すべき技術的問題が存在しているため、同国政府はわが国に対して政府ベースによる技術協力事業を要請している。
- ③ また、この事業を成功させるために、政府間レベルで意見交換を密接に行う必要があるという提案が同国政府から出された。

(10) インドネシア中部スラウェシ（トギアン諸島）林業開発計画調査

a 調査の目的

中部スラウェシ州トギアン諸島において林業を中心とした地域開発を進めるため、51年3月および10月にわが国は開発計画基礎一次、同二次調査を行った。これらの調査の結果この開発事業の早期実現を期待している中部スラウェシ州政府の意向に応えるため、開発計画調査の実施が急がれていた。

b 調査の概要

今般の調査は、基礎二次調査の報告書のチェック、および開発計画調査の一環として行う地形図の作成のためのものであり、4名からなる調査団を派遣し現地調査を実施した。

c 調査の結果

本件は従来困難とされてきたトギアン島の林業開発であり、同島の未利用樹の利用開発、前例のない更新に関する技術の確立、複雑な搬出技術の適用、未開発地域の社会開発などが期待されている。このため事業実施に当っては綿密周到な計画をもって臨むことが必要であり、本調査の成果品である地形図を十分活用することが望まれる。引き続き開発実施計画を早急に策定すべきである。

(11) インドネシア・林業協力計画打合せ調査

a 調査の目的

インドネシアにおいては、昭和50年以降、南スマトラおよび中部スラウェシで林業開発協力事業のための調査を進めてきたが、今般同国政府より、これらを含めた同国での林業協力全般の円滑な推進をはかるため、計画打合せ調査団の派遣要請があった。

b 調査の概要

昭和51年8月5日から8月14日まで、4名からなる調査団が派遣され、林業協力全般に関し、その実施内容および今後の協力の進め方等についてインドネシア政府の関係当局と意見交換を行ったものである。

c 調査の結果

① 中部スラウェシ林業開発計画調査

本件協力は民間協力であってブルーブックへは記載しないこととなった。3号案件に係わる基礎調査等はブルーブックへの記載なしに実施できることが確認された。

② 南スマトラ植林計画調査

インドネシア政府としては、植林に関する基礎技術の確立のために試験造林を政府間協力としてとりあげる意向を表明し、このため1977／78年ブルーブックへ記載したいとの意向を示した。

(12) パプア・ニューギニア・マダン地区森林造成計画打合せ調査

a 調査の目的

パプア・ニューギニアのマダン森林造成事業については、昭和50年7月に開発基礎調査団、昭和51年4月に開発計画調査団を派遣し、森林造成のための計画策定を進めてきたが、当該計画書の完成に当り、パプア・ニューギニア政府および関係者に対し、当方立案内容の概要を説明し、これに対するパプア・ニューギニア側の意見を徴する目的で計画打合せを行った。

開発計画の概要は20,000haの造林可能地のうち、まず6年間で5,000haの造林を進めることとし、その担い手としてパプア・ニューギニア政府と現地住民とJANT社（日本企業出資のチップ生産現地法人）が造林のための新会社を設立するというものである。

b 調査の概要

本調査は52年2月24日から52年3月10日まで4名からなる調査団により行われた。

c 調査の結果

パプア・ニューギニア政府は調査団の策定した開発計画を評価し、マダン地区の森林造成を進めるに当っては、本計画にもとづいて早急に実施計画をたてる意向を示した。具体的な実施計画は今後JANT社との折衝によって結論が出されるものである。

さらにこの実施計画の内容を検討したうえで、わが国として国際協力事業団資金の融資を含む資金協力の進め方が具体的に考慮されることになっている。

2 投融資審査等調査

調査件名	人員	期間	調査対象
インドネシア投融資審査等調査	3	51.4.27～ 51.5.9	①南スラウェシ州における紅茶試験事業に係わる融資前調査 ②南スラウェシ州におけるタバコ試験事業に係わる融資前調査
パラグアイ投融資審査等調査	2	51.7.20～ 51.8.4	①イタブア県における農業開発（試験的事業および関連施設整備事業）に係わる融資前調査
ブラジル、パラグアイ農林業投融資審査等調査	3	51.10.3～ 51.10.23	①パラグアイ・アルトパラナ県におけるイグアス農牧開発（関連施設整備事業）に係わる融資前調査 ②ブラジル、パラナ州およびバイア州における香料植物試験事業に係わる融資後調査 ③箱根植林(株)のパラグアイ・イグアス試験造林事業資金に係わる融資後調査
ブラジル投融資調査	3	51.11.17～ 51.12.7	①ブラジル・マット・グロッソ州における農牧開発（関連施設整備事業）に係わる融資前調査 ②ブラジル・サンパウロ州における養鶏試験事業に係わる融資前調査 ③ブラジル・パラナ州における纖維植物試験事業に係わる融資後調査
タイ、マレーシア林業開発事業投融資審査等調査	3	51.11.7～ 51.11.21	①南印貿易(株)のタイ・チェンマイ試験造林事業資金に係わる融資後調査 ②大昭和製紙(株)のマレーシア・コタティンギ試験造林事業資金に係わる融資前調査
インドネシア投融資審査等調査	3	52.2.7～ 52.3.1	①三菱商事(株)のモンゴリ島におけるモンゴリ林業開発事業に係わる関連施設整備事業に対する融資前調査 ②新旭川(株)のクリアブ島におけるクリアブ林業開発に係わる関連施設整備事業に対する融資後調査及び融資前調査 ③光南通商(株)の南スマトラ州におけるスマングス林業開発事業に係わる関連施設整備事業に対する融資後調査 ④(株)ヨネヤマの北スマトラ試験造林事業に対する融資後調査

3 投融資事業

昭和51年度投融資事業実績については、219頁および220頁の表参照

4 開発技術指導

a 研修員受入

農業分野においては、「農協を通ずる農業開発」プロジェクトリーダー養成コースにタイ国

第4章 開発協力事業

から15名を受入れ、昭和51年6月15日から昭和51年7月14日まで日本の農協の組織と活動、農協間協力による農業開発等について講義、実習、現地視察等による研修を実施した。

また、林業分野においては、「林業開発研修コース」にインドネシアから2名、パプア・ニューギニアから1名合計3名を受入れ、昭和51年8月28日から昭和51年10月26日まで、日本林業の概要、林業技術、林業開発等について講義、実習、現地視察による研修を実施した。

b 専門家派遣

農業分野においては、「虫害防止および土壤分析、地力維持」の技術指導のため、昭和52年3月25日から昭和52年9月24日まで専門家2名をインドネシア国へ派遣中である。

また林業分野においては、「植栽保育方法等造林育種および土壤条件・生育条件の関連性把握ならびに造林撫育」の技術指導のため昭和52年3月17日から昭和52年3月26日まで専門家2名をインドネシア国へ派遣した。

第4 鉱工業関係開発協力事業

I 開発基礎調査

(1) ペルー・ミチキジャイ銅鉱山開発関連都市計画および港湾整備計画調査

ペルー・ミチキジャイ鉱山開発事業に付随して必要となる関連諸施設の整備事業の一環として、昭和49年度の道路計画調査に引き続き、将来国際協力事業団からの融資の具体的可能性のある都市および港湾施設について前年度（昭和51年2月27日～4月12日）現地調査を実施し、技術的・経済的検討を行ったが、本年度は国内設計を行い報告書を作成した。

(2) フィリピン・アパリ砂鉄開発関連施設整備計画調査

フィリピン・ルソン島北部カガヤン州アパリにおける砂鉄開発計画に関連して必要な道路、港湾の各施設に関して、将来国際協力事業団から融資の具体的可能性のあるこれらの施設の整備について技術的・経済的調査を行うとともに、これらの施設の整備によって当該地域にもたらされる地域開発効果、経済効果等を検討するため現地調査を実施した。

(3) チリ・セロ・コロラド銅鉱山関連施設整備計画調査

チリ・北部第一州セロ・コロラドにおける銅鉱山開発計画に関連して必要な道路、都市に関する整備計画調査を実施した。

同国北部はアンデス山脈西側山麓、アタカマ砂漠北部に位置し、開発の遅れた地域であるが、

本件はこれらの施設を技術的、経済的に調査し整備を行うことによって、当該地域にもたらされる地域開発効果、経済効果等の開発効果を検討した。

(4) オートポルタ・タンバオ・マンガン鉱山開発関連施設整備計画調査

オートポルタ・北部サエル県タンバオ所在のマンガン鉱山開発計画に関連して必要な鉱山町諸施設および道路整備について技術的・経済的検討を行うとともに、当該施設がもたらす周辺地域に対する開発効果を検討し当該施設整備事業に資するための調査を実施した。

本年度は前年度に実施した現地調査にもとづき報告書を作成した。

2 投融資審査等調査

調査件名	人員	期間	調査対象
ブラジル関連施設整備事業融資調査	3	51.4.27～ 51.5.12	ブラジル・リオ・デ・ジャネイロ州における陸機開発事業に付随するインフラ施設の融資前調査
インドネシア、マレーシア関連施設整備事業融資調査	2	51.12.2～ 51.12.17	(1) インドネシア・スマラウェシ州における森林開発事業に付随するインフラ施設の融資後調査 (2) マレーシア・サバ州における銅鉱山開発事業に付随するインフラ施設の融資後調査

3 投融資事業

昭和51年度投融資事業実績については219頁および220頁の表参照

第5章 移住事業

第1 事業の概況

1 15世紀以来、ヨーロッパ人が世界に拡散した植民的人口移動の歴史があるが、1920年代以降、アメリカやカナダなどの移住者受入国の差別的な制限や禁止政策によりこれは下火となった。また、社会主义圏と自由主義圏との間の壁の厚いことなどもあり、現在、わが国民の主な受入国は自由主義圏で6カ国に過ぎない。

近年国際交流が活発化し、技術・文化の交流や海外への直接投資は人間の移動をもたらしたが、今や数より質の時代で、受入国の選択的な外国人受入政策にそった豊かな人間性と質の高い開発能力（技術・経営・資金力）や適応力などを具えた人材移動の兆しが見えており、今後はこれが主流化する傾向にあると思われる。

昭和37年12月海外移住審議会はその答申の中で、海外移住を「単なる労働力の移動でなく、国民の具有する開発能力の移動である」としてとらえ、「移住政策の目標は人を送り出すことではなく、外国の異質社会への円滑な定着におくべきこと」であると示している。

すなわち、海外移住は個人の自由な意志と責任において外国へ生活の本拠を移し、自己の開発能力を発揮して可能性に挑み、新しい人生を創造しつつ、受入国において善良、かつ、敬愛される市民または住民として適応発展することを目指すものである。したがって、海外移住は移住者自身が、日常の生活態度や考え方についての摩擦と誤解を解き、互に親近感を高め、やがて異質の人種・伝統・文化に対する相互理解を深め、また生産活動を通じて技術や経営の交流も進むなど、両国の交流にとって根深い地下水的役割を果すものである。このことから、移住は短期的な指導協力や一部の知識人の交流に比べ、大衆的レベルにおいての、より持続的な「深み」と「重み」を持つ人間交流の柱といえる。

一方、わが国の立場からみても、海外移住は地域開発協力の一翼を担い、経済的・文化的に有形・無形の効果を高めている。ことに、移住は青少年の欲求の多様化に即応した職業および生活の選択の国際的拡大化につながり、健全進取にして広大な気宇を奮い起すことに役立っており、その精神的意義の大きさも見逃してはならない。

世界における質の高いMAN POWERの適正配置が望まれる中で、国際協力の中核は互恵平

等の理念の下に人類普遍の人間愛にもとづく人材協力にあるといえる。ここに、国際的な人材協力としての効果の高い海外移住の今日的意義がある。

2 15世紀以来、ヨーロッパ人が世界各地に拡散した大移動の歴史を持つに比べて、日本人の移住は約400年遅れており、互助組織や新移住者の受入基盤は脆弱な状態にある。また、ヨーロッパ人の異人種・異民族との接触・混合の体験は歴史的に古く、強いのに比べ、わが国民の体験は短かく、弱い。ことに日本人の場合、自然条件も異なり、かつ、白人の支配する異質かつ既成社会への移住であり、さらに中南米の如き開発途上国においては、異質性のほかに後進性を克服する必要がある。一般的に、日本人は未知に対する好奇心に富み、順応・摂取消化力が高く、勤勉・器用などの特性を有するといわれているが、反面、長い間島国的閉鎖性社会の中で生活してきたため、多民族・多様文化の複合する社会には不馴れである。さらに、ヨーロッパ人に比べて情緒的で合理性に欠けるといわれ、行動・意識の面や言語・風俗・宗教などの違いも大きい。

このように、歴史的・人種的・文化的背景を異にする日本人移住の好ましい成果を期待するには、国の内外におけるわが国独自の援護施策の確立が必要不可欠である。

もとより、各移住者の定着安定・発展に関する要因は、移住先国や地域の自然的・政治的・経済的・社会的状況、移住の時期、形態・職種、家族構成、能力(技術、経営、語学力等)、資本、労働意欲等々多岐にわたっている。実際的には各移住者の自立発展の度合は、移住者自身の内的要因もさることながら、外的要因によってより大きな格差を生じており、とくに開発途上国における移住者をとりまく諸条件には、定着安定や発展を阻害するものがより多いといえる。

したがって、国の援助は均一的・恒久的に与えられるべきではなく、移住先国、移住形態、定着安定の度合によって異なり、濃淡があることはもとよりである。

概括的にいって、国の援助は受入国の施策を勘案しつつ、移住者の自立心を基調としてその能力の開発をはかるとともに、自助努力を促進するためのもの、および個人の努力では克服することが困難なものを中核とすべきであり、対先進国移住より対開発途上国移住、技術移住より農業移住の方が援助の必要性も高く、また初期の段階にはより濃密な援助が必要である。

3 移住推進の当面の重点施策に関しては、とくに次の諸点が重要である。

(1) 啓発・相談活動

国際協力事業団における近年の移住相談の傾向からみると、年間相談件数は約8,000件であり、その移住希望地域は移住できる国が限定されることにもよるが、北米40%、南米41%，その他の地域19%である。また、年令的には19才～30才の若者が約65%を占め、移住者の約76%

は独身青年である。希望職種では農業が比較的多いが、商工業、事務職など第二次、第三次産業への移住希望者も年々漸増の傾向にあり、次第に多様化している。さらに、学歴の面では高校卒以上のものが約63%（大学卒22%）と高く、この傾向はますます顕著化するものと推測され、移住希望者層は従来に比べ質的に大きく変化してきている。また、移住者の渡航数は南北アメリカあわせて年間約1,500名（このほか家族結合のための移住者数約3,000名）の横ばい状況で、移住希望者数に比べ、実際に移住する人は著しく少ない。それは移住希望先国の移住者受入条件などの制約があること、または移住希望者をとりまく諸要因、とくに親や周囲の無理解・反対などが強いことなどによるが、未知の外国に対する不安も強く、移住を希望しながら、実現に至らないケースが多いためである。

したがって、移住者の受入国はもとより、ICEM（欧州移住政府間委員会）などの国際機関からも最新、かつ、的確な情報・資料を収集し、地方公共団体その他関係機関の協力を得るとともに、マスコミなど有効適切な啓発媒体を選択的に活用し、広く国民一般が海外移住についての正しい知識を持ち得るように継続的な幅広い啓発活動を充実することが肝要である。また、啓発活動の実施に当っては、常時国民の世論や動向を把握し、とくに青年層の移住が主流化している傾向の中で、青少年の価値観や欲求に対応する必要がある。このような観点から、次代を担う中学・高校生に対する海外教育普及の一環として、文部行政上の指導体制と相まって、学校における海外教育活動に協力援助してゆくことが必要である。

移住相談は本人の一生はもちろん、子孫の運命をも左右する重要な業務であり、人間愛を基調とした国際的人生相談である。したがって、移住希望者が移住を決意するに当っては、本人の知識、技術、能力だけでなく、その人生観や心の深奥にかかる事柄が大いに影響するものであるから、性急に走ることなく、相談の反復、繰返しを経て、本人の納得と自主的判断にもとづき移住を決意するよう指導することが大切で、移住不適者に対しては移住を断念させるよう指導することも肝要である。

（2）能力開発のための訓練講習

移住者が自己の能力を十分に發揮し移住先国で発展するためには、普遍的人間性の向上を基本とし、さらに言語・風俗・習慣などの違いによるいわゆるカルチャー・ショックを乗り越えて、新しい社会に適応することが肝要で、そのためには、まず対応力のある人材の選択に留意し、次いで移住先の異質性に対する認識と理解を深めるための渡航前訓練講習、さらに移住先国における技術革新も進みつつあるので、これらによりよく対応するための渡航後訓練講習を拡充強化する必要がある。

（3）現地援護

従来、主として開発途上国の移住者に対して、その定着安定を促進するため、事業・職業・生活上の相談や指導、講習、医療・教育面等での援助、営農改善の措置、農協・自治体の育成、土地の取得・造成、事業資金の貸付などの措置を講じている。

しかしながら、これらの措置は、いまだ質・量ともに十分とは言い難い状態にあるので、さらに強化する必要がある。ことに年々騰貴している土地の取得と資金量の増大による融資原資の確保および融資基準の改訂などにより、移住者の定着・安定を促進する必要がある。

開発途上国における集団移住者については、単に移住者個人に対する援護のみでなく、装置化された生産および生活の根拠としてのコミュニティーの育成を強化しなければならないが、この場合、日本人のみの閉鎖社会の形成をはかるべきでなく、周辺住民との融和・協調を保ち、地域環境の向上を目指すものでなければならない。また、相手国の地域総合開発計画とタイアップすることが望ましい。そのことは、移住者の定着安定のみならず、受入国の地域開発協力の面からも重要な役割を果すことになる。

(4) 海外日系人対策

昭和51年10月現在、海外日系人の総数は約156万人（外務省調べ）であり、その約99%が南北アメリカの諸国に集中している。日系人が集中している米州諸国は、そのほとんどが複合民族・多様文化の国であり、新来者に対し性急な同化を求める気運は少なく、構成員それぞれが有する民族的・文化的個性を生かしながら国民としての統合をはかりつつ、国家の建設が進められている。しかしながら、日系人は居住国における少数民族であり、今後日系人が活動の場を広め、さらに大きく発展向上するためには、より高度の能力と努力が要求される。他方、老令や心身の欠陥などにより異国の生活環境に適応し得ず、居住国の施策の及ばない分野において母国の援助・救済を要望している者もある。また、日系人相互の協力による自助的・共済的努力もなされているが、その力は未だ微弱であり、その及ぶ範囲も限られている。

日系人が居住国で発展向上することは、両国の絆を強め、わが国民や企業の受入基盤となって移住振興上も極めて重要な成果をもたらすものであることにかんがみ、移住政策上はもとより、対外政策の一環としても日系人対策の確立が必要である。したがって今後は、国の指導・支援の下に相手国政府の政策を十分配慮し、関係諸機関、現地の民間日系人対策の確立に努め、その対策の実施に当っては積極的に参加していくこととすべきである。

(5) 経済技術協力および文化交流事業との関係

従来、わが国の経済技術協力については、その対象地域を拡大する必要が指摘されているが、中南米地域のように日系社会の基盤を有し、邦人移住者の受入れに友好的で人種的偏見が少なく、恵まれた資源と国土を持つ国々への経済技術協力の拡大はその本来の目的のみならず、「海

外移住」の立場からもきわめて好ましい成果が期待される。また、文化交流事業はわが国の文化、伝統、国民性などを各国の人々に理解せしめるとともに、相手国の文化の向上にも寄与し、もって各国との親善を深めることを目的としており、本事業の成果は海外移住の振興をはかるうえでもきわめて有益である。したがって、国際協力事業団はその移住事業を進めるに当り、適切かつ可能な範囲において積極的にこれらの事業との連携をはかっていくことが肝要である。

第2 昭和51年度事業実績

1 海外移住に関する調査および知識の普及

国民一般に対し、海外移住に関する正しい理解と認識を深めるため、より的確な情報、素材を提供するとともに、国民の平和的な海外発展の流れを恒久的に継続してゆくため、とくに青少年の海外教育に重点を置き、あらゆる啓発媒体を有効適切に活用した効果的啓発・相談斡旋を行うため、次の業務を実施した。

(1) 海外移住に関する調査

移住者の援助および指導、その他海外移住の振興に必要な業務を国内外を通じ一貫して効果的に実施するための基礎資料を整備するため、次の業務を実施した。

① 移住者動態調査

直営移住地、散在移住地および一部の都市近郊の農業移住者の動態を調査した。

その他、カナダ国ブリティッシュコロンビア州在住移住者を対象として無作為抽出により動態調査を実施した。

② 農家経営調査

パラグアイ、アルゼンチン、ボリビア、ドミニカ国の4カ国にある20移住地の農家1,092戸の経営状況調査を行った。

③ 市場調査

移住者の営農に資するため、市場調査を行った。

表Ⅰ 昭和51年度市場調査実績

調査支部名	調査事項
サンタ・クルス支部	ボリビア国内における飼料工場の経営内容および原料の入手経路・購入価格等について
アスンシオン支部	南パラナおよびサンタカタリーナ州における果樹栽培について

(2) 海外移住に関する知識の普及

海外移住の意義および内容・移住先国の事情等については、マスコミ、全高海協、同加盟高校、職業安定所、地方公共団体等との緊密な連絡を保ちつつ、広く国民に対し周知をはかり、海外移住に関する理解・認識を高めるため次の業務を実施した。

① 機関紙「海外移住」を毎月28,000部発行したほか、海外移住一般、農業・工業移住等について紹介・理解に役立てるよう数種のパンフレット・しおり等を製作し、配布するなど広報活動に活用した。

② 海外移住および移住先国の諸事情に対する理解・認識を高めるため展示会・講演会・映画会および相談会等を全国で合計1,704回（参加人員数約43万人）実施した。なお6月に海外移住旬間、11月には移住推進月間を定め諸活動を実施した。

③ テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等を利用し、海外移住に関する素材、ニュースを積極的に提供し、パブリシティ活動（約72件）を行った。

④ 南米移住啓発映画として、農業移住者の活躍状況を主体とした「確かな明日へ」を製作した。

⑤ 国民一般に正しい移住の姿を知らせるため、学識経験者を中南米に派遣する計画の第4回目として、NHKチーフ・アナウンサー鈴木健二氏を南米に派遣した。

⑥ 海外事業の理解を深め、青少年の海外発展思想の高揚をはかるため、次の活動を行った。

(ア) 海外教育指導教師8名をブラジル、パラグアイ、アルゼンチン等に約3週間研修のため派遣した。

(イ) 日本学生海外移住連盟（学移連）の学生4名（ブラジル3名、アルゼンチンおよびパラグアイ1名）を現地実習のため約1年間派遣した。

(ウ) 学移連の第6次海外総合実習調査団の帰国報告遊説を同連盟と共に催し、関東地区（東京都、埼玉県、千葉県）の全高海協加盟高校10校と拓殖大学でそれぞれ行った。

(エ) 海外発展懸賞作文の募集を行い、中学生961点、高校生990点、合計1,951点の応募があった。特選者を海外研修旅行（中学生2名アメリカ、高校生2名ブラジル）に招待し、学校賞として中学校2校、高校2校を選出した。また、同作文優秀作品集を作成し、学校および関係者に配布した。

⑦ 高等学校における海外教育を推進するため、全国高等学校海外教育研究協議会（加盟高校は1,301校）の活動に積極的に協力した。

(ア) 機関紙「全高海協インフォメーション」No.9、No.10合併特集号の発行および加盟校・関係者への配布を行った。

(イ) 全国海外教育研究大会を開催（当事業団との共催）した。

(ウ) 海外教育に関する図書・資料目録を作成した。

- (エ) そのほか、国内支部において、各都道府県の高等学校海外教育研究協議会（高海協）が実施した海外事情研修会、弁論大会、機関誌の発行等諸活動に協力した。
- ⑧ 東京において開催された海外日系人大会の経費の一部を補助した。

(3) 海外移住に関する相談、斡旋業務

海外移住希望者の意志の決定を誤らせないため移住希望者の相談に応じ、正確な判断の素材を提供するとともに、移住希望者の能力その他の条件を勘案して移住先の選定等に適切な助言を与えるため、次の業務を実施した。

- ① 相談、斡旋用印刷物として次の印刷物の配布を行った。

イグアス移住地案内

ブラジル農業移住者の心得

ブラジル国青年農業移住の案内（ブラジル編）

アルゼンチン国 // // (アルゼンチン編)

ブラジル工業技術移住のしおり

// // 関係資料

// // 関係情報

サンパウロの生活

カナダ移住のしおり

米国移住のしおり

パラグアイ・イグアス移住地

海外移住のしおり

- ② 公共職業安定所等労働行政関係機関に対し、工業移住相談、斡旋情報を提供し、推進上の協力を依頼するため、6地区で工業技術移住協力者に対する説明会を実施するとともに、工業移住の窓口となる関係者が移住者に正確な情報を提供し、適切な助言を与えるため、各国内支部において、隨時工業移住斡旋打合せ会を実施した。

- ③ 国内においては、国内支部を中心として移住希望者に対し、相談会等の開催を通じ、相談斡旋を行った。

表2 昭和51年度国別移住相談新規件数

項目	ブラジル	アルゼンチン	パラグアイ	ボリビア	カナダ	アメリカ	その他の国	合計
件 数	2,776	212	263	51	2,810	374	1,504	7,990
比 率	34.7%	2.7%	3.3%	0.6%	35.2%	4.7%	18.8%	100%

昭和51年度の新規移住相談件数は約7,990件に達し、延べ相談件数は約22,993件であった。

④ 海外支部においては、雇用農独立および工業移住についての相談を行うとともに、雇用主懇談会、求人開拓等を行った。

表3 昭和51年度形態別移住相談新規件数

項目		農業	工業	商業	近親呼寄	その他	合計
南米	件数	1,077	1,274	48	120	783	3,302
	比率	32.6%	38.6%	1.5%	3.6%	23.7%	100%
北米	件数	199	833	198	61	1,893	3,184
	比率	6.2%	26.2%	6.2%	1.9%	59.5%	100%
その他	件数	96	248	7	7	1,146	1,504
	比率	6.4%	16.5%	0.4%	0.4%	76.3%	100%
合計	件数	1,372	2,365	253	188	3,822	7,990
	比率	17.2%	29.5%	3.2%	2.3%	47.8%	100%

表4 昭和51年度家族、単身移住相談件数

項目	南米			北米			その他			合計		
	家族	単身	計									
新規相談件数	985	2,317	3,302	658	2,526	3,184	256	1,248	1,504	1,899	6,091	7,990
比率	% 29.8	% 70.2	100	% 20.7	% 79.3	100	% 17.0	% 83.0	100	% 23.8	% 76.2	100

(注) 家族と単身の比率は23.8%対76.2%となり単身のウエイトが大きく、20歳～30歳の年齢層が約71%を占めている。

2 移住者に対する訓練講習

(1) 渡航前訓練講習

移住者に対する渡航前訓練講習として、次のものを実施した。

① 農業移住者訓練講習

(ア) 長期訓練講習

移住希望者のうち、農業経験が不十分な者に対し、語学、現地事情、農業基礎知識を与えるため、海外移住研修所において、1ヵ年にわたる訓練講習を2回（受講者61名）実施した。

(イ) 短期訓練講習

農業移住者に対し、語学、現地事情等の知識を与えるため、短期（1ヵ月未満）の訓練

講習を海外移住センターで8回、沖縄支部で2回実施した。

② 工業移住者訓練講習

工業移住者に対し、資質の向上と現地適応力を高めるため、海外移住センターにおいて9回の講習を実施した。

③ カナダ移住者トレーニング

カナダ移住者に対し、現地適応力を高めるため、海外移住センターにおいて1ヶ月間の講習を1回実施した。

④ 婦人移住者講習

婦人移住希望者を対象として、国際女子研修センターにて45日間の講習を2回実施した。

(2) 渡航後訓練講習

移住者に対し渡航後訓練講習として、次のものを実施した。

① 現地適応研修

移住者の航空機輸送に伴い、気候順化、時差調整、外人登録、語学、現地事情等現地適応力を高めるための講習として、農業移住者については農業移住センターにおいて4回、また工業移住者については工業移住センターにおいて9回実施した。

② 補完研修

農業移住者については、雇用農および分益借地農から自営農として独立するに当り、農業経営者として必要な研修を農業移住センターにおいて4回実施した。

また工業移住者については、既移住者を対象に語学ならびに大学入学手続等を中心に工業移住者として必要な研修を工業移住センターにおいて実施した。

③ 青年農業移住者訓練講習

移住地の営農振興をはかるため、将来移住地の中心となるべき青年を対象に一般教養と専門的な農業知識と技術を習得せしめるための講習をアスンション支部において1回、ブエノス・アイレスにおいて1回、サンタ・クルス支部において2回、計4回実施した。

(3) 移住者子弟技術研修

中南米の移住地および地域社会において、将来中堅的人物として活躍する人材の育成をはかるため、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビアに定着している移住者子弟を技術研修生として本邦に受け入れ、18ヶ月にわたり、花卉、農業機械、養鶏、畜産、農協、そ菜園芸、生活改善等の分野で、それぞれ各種研修機関において研修せしめた。

表5 第6回移住者子弟技術研修生研修機関一覧表

支部および地区名	氏 名	年令	本籍地	研修職種	研修機関名
(リオ・デ・ジャネイロ) イタグアイ	畠山 幸枝	25	(石川)	生活改善	日本高等国民学校
(サンパウロ) モジ・ダス・クルーゼス	米村 隆一	19	(熊本)	花卉園芸	熊本県農業試験場園芸支場
ロンドリーナ近郊	大塚 由紀子	24	熊本	生活改善	日本高等国民学校
グアタバラ 日 光	高橋 定次郎 竹田 和夫	25 26	山形 高知	畜産(乳牛) 養豚	山形県立農業経営研修所 農業組合法人 平野協同畜産
(ペレン) グアマ ベラビスタ 第2トメアス	米川 洋二 喜納 清美 四元 敏夫	26 20 23	熊本 (大分) 宮崎	養豚	熊本県養鶏講習所 飯原茂政方 北海道立中央農業試験場
(レスフェ) レスフェ近郊	岩田 健一	24	(長野)	蔬菜園芸	千葉県農林試験場
(ポルト・アレグレ) ラモス	桑原 正行	28	長崎	花卉園芸	日本切バラ協会会長 塚田利次
(アスンシオン) イグアス	公文 茂男	24	高知	畜産	岡崎牧場
アルト・パラナ	篠藤 真喜男	22	愛媛	農協業務	野村農業協同組合
アマンバイ	岡本 深幸	24	兵庫	保健医療衛生	日本高等国民学校
(ブエノス・アイレス) ウルキツサ	橋本 敬之	28	福岡	花卉園芸	小沢園芸
"	木村 茂	23	群馬	"	五味田花園
(サンタ・クルス) サン・ファン	畠原 等	24	長崎	農業機械	北海道立中央農業試験場
"	吉永 末広	23	長崎	農協業務	佐賀県立協同組合講習所
オキナワ	山城 博明	20	沖縄	養鶏	熊本県養鶏講習所

3 渡航のための援助および指導

(1) 渡航費、支度金等の支給

昭和51年度の各国への移住者数は表6のとおりで、このうち国際協力事業団から渡航費の支給（家族同伴の場合100%，単身の場合80%）を受けて渡航した者は414名であり、渡航費支給基準により渡航費の支給を受けられなかった者は60名であった。

なお、支度費、集結旅費の支給実績は表7のとおりである。

(2) 移住者に対する宿泊施設の提供およびその他の指導業務の実施

移住者の渡航出発に際し、一定期間、海外移住センターおよび沖縄支部の宿泊施設に宿泊させ。移住先の事情、語学等に関する講習を行うとともに、渡航に必要な手続きを行った。

第5章 移住事業

また、移住先国においても宿泊施設を提供し、現地事情を説明するなどの援助指導を行った。

(3) 移住者の引率業務

移住業務に精通している者の中から引率者（51年度12名）を任命し、移住者引率に当らせた。

(4) その他の援助業務

移住者の財産処分に関し、譲渡所得税等の課税の特例（租税特別措置法第38条）による関係省庁の証明事項についての斡旋および既移住者の戸籍謄本等諸証明書の認証に関する代行斡旋ならびに営農資金等の追加送金に関し、送金許可取得の代行斡旋等の援助業務を行った。

4 移住者の事業等の相談および指導

(1) 農業移住者に対する相談および指導

農業に従事する移住者に対しては、定着安定等の相談に応じ、當農については當農指導員や農業専門家を派遣し、講習会の開催、パンフレットの配布、実施指導等により當農普及に努めた。また、當農指導の基礎を確立するため各試験場における諸試験研究および施設の整備を拡充するとともに、農作物栽培試験の委託を実施した。

表6 昭和51年度送出総数および渡航費支給状況

国 别	送出総数	渡航費支給内訳				支給金額
		家 族	单 身	計		
ブ ラ ジ ル	353人	59家族	155人	145人	300人	71,579,180円
パ ラ グ アイ	52	6	23	25	48	12,293,800
アルゼンチン	45	8	19	25	44	11,734,900
ボ リ ビ ア	24	5	19	3	22	5,426,400
計	474	78	216	198	414	101,034,280

表7 昭和51年度支度費、集結旅費支給実績

区 分	大 人	小 人	幼 児	計
支 度 費	2,499,000円	241,500円	26,250円	2,766,750円
集 結 旅 費	833,328	55,734		889,062
計	3,332,328	297,234	26,250	3,655,812

表8 試験農場の活動状況

(支 部 名) 試 験 農 場 名	経 緯 概 要	面 積	職 員					主なる研究および普及活動
			派 遣	現 採	専 門 家	常 備	計	
(アスンシオン支部) パラグアイ農業総合試験場	昭和37年イグアス試験農場として設立。昭和47年6月パラグアイ農業総合試験場に改組し整備拡充した。	117ha 附属農場 1,000ha	6	3	2	6	17	1. 蚕の育種、飼育試験、並びに桑の生育試験 2. 家畜の導入と飼育試験(牛、豚)および普及指導 3. 牧草栽培試験と普及、指導
アルト・パラナ分場	昭和36年アルト・パラナ試験農場として設立。昭和47年6月パ農総試の分場となる。	100ha	1	2	—	4	7	1. 雜作物栽培試験(大豆、小麦等)と機械化に関する試験と普及指導 2. 油料作物指導(ヒマ、ひまわり、ゴマ等) 3. 果樹栽培指導(ペカン) 4. 植林に関する試験と普及、指導(アメリカ松、台湾桐)
(サンタ・クルス支部) サン・ファン試験農場	昭和35年サン・ファン試験農場として設立、現在に至る。	50ha	2	1	—	4	7	1. 雜作物の栽培試験(大豆、とうもろこし)と普及、指導 2. 陸稻の栽培試験と普及、指導
ヌエバ・エスペランサ試験農場	昭和45年ヌエバ・エスペランサ試験農場として設立、現在に至る。	296ha	1	1	—	3	5	1. 棉の栽培試験と普及、指導 2. 家畜の飼育改良試験(牛)と普及、指導

表9 昭和51年度委託栽培実績

国 名	支 部 名	作 物 名	委 託 移 住 地
パラグアイ アルゼンチン	アスンシオン支部 ブエノス・アイレス支部	ス テ ピ ア 柑 橘 台 湾 桐 ブ ド ウ ブ ド ウ ネーブルオレンジ	イグアス、アマンバイ ガルアペー " "アンデス コンスタンサ ハラバコア ダハポン
ド ミ ニ カ	サント・ドミンゴ支部	胡 椒	

5 福祉施設の整備その他の援助

(1) 医療衛生に関する業務

移住者の生活安定をはかるため、受入国の施策を補完して、次の業務を行った。

- ① アルト・パラナ、フラム、イグアス、サン・ファン各診療所の運営、並びにオキナワ第1、第2診療所の運営補助を行うとともに、アルト・パラナ診療所臨床検査室およびフラム診療所X線室の増設、各診療所の医療器具の整備等を行った。
- ② 分散移住地および診療機関のない地区を対象とし、現地医療衛生機関に委託して巡回診療業務を行い、また集団移住地外で現地医療機関の利用可能な地域においては、現地医師と特約し、移住者の医療援助を行った。
- ③ 移住者に予防衛生知識を普及するため映画フィルムを購入し、各地で巡回上映した。
- ④ 医師および看護婦を育成するため育英資金を支給した。

表10 嘱託医師配置表

支 部	診 療 所	期 間	医 師 名	備 考
アスンシオン サンタ・クルス	フ ラ ム	51.4~51.6	細 井	
	"	51.8~52.2	田 中	現地医
	イ グ ア ス	51.4~52.3	新 妻	
	アルト・パラナ	51.4~52.3	熊 谷	現地医
	サン・ファン	51.4~51.5	井 上	
	"	51.6~52.3	明 濑	
	オキナワ中央	52.2~52.3	鳥 越	現地医
	オキナワ第1	51.3~51.7	ミ ランダ	"
	"	51.8~52.3	エレディア	"

表11 昭和51年度巡回診療実施状況

支 部 名	金 額	巡 回 地 区
アスンシオン	240千円	アマンバイ、フラム

表12 特約医配置状況

支 部 名	地 区	医 師 数	謝 金 支 給 額
アスンシオン	エンカルナシオン	2人	853千円
	アマンバイ	1	298
	イグアス	1	281
	ガルアペー	1	334
ブエノス・アイレス	アンデス	1	334
	サンタ・クルス	3	824
サンタ・クルス	サント・ドミニゴ	1	443
サント・ドミニゴ 計		10	3,367

表13 医師および看護婦育成状況

支 部	医 師	看 護 婦
アスンシオン	6人	2人
サンタ・クルス	5	6
計	11	8

(2) 教育に関する業務

移住者の子弟教育の充実をはかるため受入国の教育に関する施策を補完して、パラグアイ国 フラム移住地に教員宿舎をそれぞれ建設し、また移住者子弟に対し日本語および日本に関する知識を普及・学習させるため、サント・ドミンゴ、アスンシオン、サンタ・クルス、ブエノス・アイレス各支部に日本語指導教師を派遣し、現地の日本語学校の教師の指導に当らせた。このほか各支部管内の現地教師に対し謝金を支給した。

なお、本年度より大学生を対象とした奨学金貸与制度をあらたに発足させた。

表14 日語教師配置状況

支 部	期 間	備 考
ドミニカ	51. 7～52. 3	浦野
パラグアイ	51. 4～51. 11	矢部
ボリビア	51. 4～51. 4	田口
アルゼンチン	51. 4～52. 3	福永

表15 日語現地教師謝金支給状況

支 部	対 象 教 師 数	支 給 額
サント・ドミンゴ	4人	273千円
アスンシオン	45	1,684
サンタ・クルス	22	1,983
ブエノス・アイレス	3	187
計	74	4,127

表16 教師謝金支給状況

支 部	校 数	対 象 教 師 数	支 給 額
ブエノス・アイレス	ガルアペー第86小学校	2人	52千円
アスンシオン	フラム中学校 外5校	10	1,437
サンタ・クルス	サン・ファン小学校 外3校	55	3,398
計		67	4,887

(3) 生活改善普及業務

移住者の生活改善普及のため、フィルム、スライド等を整備した。

(4) 移住地の治安対策

治安制度の不完全な移住地において、受入国の治安に関する施策を補完して、警察官の招聘、治安謝金の一部補助を行うとともにブエノス・アイレス支部管内アンデス移住地に治安用有線電話を設置した。

表17 治安警官等配置状況

支 部	地 区	配 置 数	備 考
ブエノス・アイレス アスンシオン	ガルアペー フ ラ ム イ グ ア ス アルト・パラナ	警官 1 名 判事他 9 " 11 " 28	
サンタ・クルス	サン・ファン オキナワ第1 " 第2 " 第3	署長他 4 " 8 " 1 " 3	

表18 昭和51年度入植地造成分譲状況表

52.3.31現在

管轄 支部	入植 地名	造 成 区 画 数			分 譲 区 画 数						解約 区 画 数	新 引 分 譲 区 画 数	残 区 画 数	備 考				
		前 年 度 の 度 累 計	本 造 成 度 度 累 計	計	前 年 度 末 ま で の 累 計		本 年 度 分 譲 区 画 数		計									
					内 地 分 譲	現 地 分 譲	内 地 分 譲	現 地 分 譲	内 地 分 譲	現 地 分 譲								
アスンシオン	フ ラ ム	612	—	612	428	293	—	1	428	294	722	114	608	4				
	アルト・パラナ	1,202	52	1,254	341	823	—	80	341	903	1,244	108	1,136	118				
	イ グ ア ス	710	52	762	106	583	—	28	106	611	717	29	688	74				
	小 計	2,524	104	2,628	875	1,699	—	109	875	1,808	2,683	251	2,432	196	1			
ブエノス・ アイレス	ガルアペー	97	—	97	78	59	—	7	78	66	144	58(1)	86	11				
	アンデス	70	—	70	16	43	—	1	16	44	60	6	54	16				
	エスペランサ	18	—	18	0	18	—	1	0	19	19	1	18	0				
	アルマ・フェルテ	15	—	15	0	15	—	—	0	15	15	0	15	0				
	ローマ・ベルデ	15	—	15	0	17	—	—	0	17	17	2	15	0				
	マルコス・パス	14	—	14	0	19	—	—	0	19	19	5	14	0				
	エル・パット	13	—	13	0	13	—	—	0	13	13	0	13	0				
	セラージャ	11	—	11	0	12	—	—	0	12	12	1	11	0				
	エル・チャニャール	7	—	7	0	8	—	—	0	8	8	1	7	0				
	ラ・プラタ	50	—	50	0	38	—	1	0	39	39	0	39	11				
	小 計	310	—	310	94	242	—	10	94	252	346	74	272	38	1			
	計	2,834	104	2,938	969	1,941	—	119	969	2,060	3,029	325	2,704	234				

(5) 自治体の育成

移住地の自治体を育成・強化するため、その業務に要する経費の一部を補助した。

(6) 農業協同組合の育成

集団移住地の農業協同組合を育成するため、農協役職員の賃金、講習会費等の一部助成を行った。

(7) 営農改善特別対策

入植者の営農改善を目的として、昭和44年度より営農改善特別対策を実施してきたが、昭和51年度はパラグアイのアマンバイ移住地に農道整備のため、大型トラクターを購入貸与したほか、ドミニカのサント・ドミンゴ市に蔬菜栽培移住者の営農振興をはかるために、冷蔵倉庫を建設した。

(8) 道路対策

昭和50年度よりサン・ファン道路整備5ヵ年計画（幹線道路30kmの砂利舗装）の第2年次分工事を実施したほかフラン、チャベス移住地幹線道路整備5ヵ年計画に着手した。

6 入植地の取得、造成、管理および譲渡ならびに取得斡旋業務

(1) 造成工事

① 入植地の造成

(ア) アスンシオン支部

a アルト・パラナ入植地

今年度予算工事である区画割測量(大口)2ロッテ、(大)50ロッテ、道路新設25km、道路補修51km、木橋新設2ヵ所、橋梁掛替1ヵ所、暗渠新設(大)11ヵ所、暗渠掛替(大)1ヵ所、境界線清掃65kmを完工したが、ロッテ鑑定書認可経費は来年度へ繰越した。

b イグアス入植地

今年度予算工事である区画割測量(大口)3ロッテ、(大)29ロッテ、(小)20ロッテ、道路新設13.4km、道路補修30km、木橋新設3ヵ所、管渠新設(大)7ヵ所、(小)4ヵ所、管渠掛替(大)2ヵ所を完工した。ロッテ鑑定書作成費用は来年度へ繰越した。

c アルト・パラナ市街地

今年度予算工事である区画割測量(商住区)20ロッテ、(小農園)25ロッテ、道路新設1.7km、道路補修5km、管渠新設(大)1ヵ所、(小)3ヵ所を完工した。

第5章 移住事業

d イグアス市街地

今年度予算工事である区画割測量(商住区)14ロット、(小農園)12ロット、道路新設2.6km、道路補修6km、管渠新設(大)3カ所、(小)3カ所を完工した。ロット鑑定書作成費用については来年度へ繰越した。

e フラム市街地

今年度予算工事である道路補修5km、管渠掛替2カ所を完工した。

(2) 工事用機械・車輛の購入

(ア) アスンション支部

a アルト・バラナ入植地

前年度購入したクレーン付トラックの繰越予算通関費用を支払った。

b イグアス入植地

前年度購入したトラック1台、ジープ1台の繰越予算通関費用を支払った。

表19 昭和51年度市街地造成分譲状況表

52. 3. 31現在

管轄支部	市街地名	造成区画数			分譲区画数						解約区画数	差引分譲区画数	残区画数	備考				
		前での年度末累計	本造年度成	計	前年度末までの累計		本年度分譲		計									
					内地分譲	現地分譲	内地分譲	現地分譲	内地分譲	現地分譲								
アスンション	アルト・バラナ市街地																	
	商業住宅区	174	20	194	1	143	—	29	1	172	173	0	173	21				
	小農園区	77	25	102	0	62	—	23	0	85	85	0	85	17				
	工業区	1	0	1	0	1	—	0	0	1	1	0	1	0				
	小計	252	45	297	1	206	—	52	1	258	259	0	259	38				
	イグアス市街地																	
	商業住宅区	108	14	122	0	95	—	17	0	112	112	1	111	11				
	小農園区	80	12	92	0	62	—	13	0	75	75	1	74	18				
	工業区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	小計	188	26	214	0	157	—	30	0	187	187	2	185	29				
サンタ・クレス	フラム市街地																	
	商業住宅区	56	—	56	0	22	—	5	0	27	27	0	27	29				
	小農園区	17	—	17	0	6	—	1	0	7	7	0	7	10				
	工業区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	牧場区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	小計	73	—	73	0	28	—	6	0	34	34	0	34	39				
	計	513	71	584	1	391	—	88	1	479	480	2	478	106				
	サン・ファン市街地																	
	商業住宅区	264	—	264	0	228	—	—	0	228	228	0	228	36				
	合計	777	71	848	1	619	—	88	1	707	708	2	706	142				

表20 昭和51年度融資業務計画実績対比

単位：円

区分	貸付			回収			利息取入			延滞損害金 収入実績	備考
	計画	実績	%	計画	実績	%	計画	実績	%		
現地貸付金	259,000,000 87,000,000 226,000,000 38,000,000 計	284,889,791 66,057,697 397,353,825 29,865,000 610,000,000	110.0 75.9 18,090,000 9,671,000 127.6	177,885,000 13,941,807 51,438,000 17,847,333 257,084,000	192,640,904 77.1 50,929,726 184.5 276,497,993	108.3 99.0 — — —	31,850,000 14,269,000 2,374,000 — 59,514,000	32,816,455 5,073,302 10,690,006 — 53,733,597	103.0 35.6 97.0 — 90.3	18,274,091注) 681,500は認可予算 464,474を計上 2,863,851 — 222,285,976	
更生資金	— — — — 計	948,094 0 925,815 0 10,000,000	— — — — 18.7	— — — — 4,314,000	600,698 41,133 1,528,291 0 2,170,122	— — — — 50.3	— — — — 458,000	— — — — 185,077	— — — — 40.4	— — — — 48	0 48 0 0 0
渡航前貸付金	—	—	—	4,642,000	33,386,108	719.2	1,011,000	6,075,140	600.2	0	
農工企業資付金	—	—	—	4,825,000	4,300,261	89.1	0	0	—	0	
合計	620,000,000	780,040,222	125.8	270,865,000	316,354,484	116.8	60,983,000	59,993,814	98.4	222,286,024	

7 融資業務

移住者が現地において事業を行う場合、現地金融機関との関係も密接でないために資金調達困難なものが多く、これらの移住者を対象に融資業務を行っている。

(1) 貸付概要

① 現地貸付金

事業団本部扱い

- a. 貸付実績は計画に対し、127.6%、前年度比148.9%であった。
- b. 災害対策貸付はブエノス・アイレス支部管内の電害対策として17件3,864,336円、アスンシオン支部管内の霜害対策として1件5,973,000円の貸付を実行した。

② 更生資金貸付金

貸付実績は、計画に対し、本部扱い18.7%（前年度比100.3%）、全体的に低調であった。

(2) 回収概要

① 現地貸付金

事業団本部扱

- a. 元本の回収実績は、107.6%であり、計画以上の実績を示した。前年度比は103.4%と順調であった。
- b. 利息の回収実績は、90.3%とやや低調であった。これは、ブエノス・アイレス支部の現地通貨の対ドルレート下落により、為替差損をこうむり、実質円回収額が減少したことによる。

② 更生資金貸付金

事業団本部扱

- a. 元本の回収実績は50.3%，利息は40.4%と低調であった。
- b. 前年度比は元本112.3%，利息80.2%となった。

③ 渡航前貸付金

元本の回収実績は計画の719%，利息は600.9%と計画以上の実績を示した。

④ 農工企業貸付金